

2024 年度 日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項
ヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）留学生（ビジネスコース）

I 制度の概要

1. 目的

ヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）は、アジア諸国等の将来のナショナル・リーダーの養成に貢献するとともに、彼らの日本に対する理解を深めることを通じて、世界各国の指導者層の間に人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築、政策立案機能の向上に寄与することを目的とするもので、日本政府（文部科学省）の国費外国人留学生制度のひとつである。

2. 対象国・対象者

以下の国の、将来ナショナル・リーダーとして活躍が期待されている若手の産業界の実務家及び行政官

対象国： インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、トルコ共和国、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ルーマニア
(以上 18 ヶ国)

3. 受入れ大学

一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻

一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻の MBA プログラムは、民間企業等で働くための高度専門職業人を養成している。このプログラムには、経営戦略、マーケティング、会計、金融に重点を置くコースを設けている。YLP 学生は、通常の当研究科 MBA に在籍する学生と同じプログラムに参加する。つまり、同じ学年暦に従い、同じ履修要件などを満たさなければならない。成績は、厳しい相対評価によって評価され、学生は卒業するために最低限の成績基準を満たさなければならない。

4. 受入れ人数

実務家・行政官を合わせて 15 名程度

5. 募集・選考

(1) 募集方法

対象国の推薦機関を通じて実施（詳細は各国の日本国大使館において確認のこと）

(2) 選考手順

- ① 推薦機関による候補者の募集・選考・推薦
- ② 受入れ大学による第 1 次選考
- ③ 文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会による第 2 次選考及び候補者決定

6. カリキュラムの内容（本要項巻末別紙「カリキュラム・ガイドライン」参照）

(1) 基本的考え方

各分野のナショナル・リーダー育成に相応しいものとし、欧米及びアジア諸国とも深い交流のある日本の優位性を利用して、特別講義、インターンシップ等多彩な活動を通して人的ネットワークを創造する。

(2) 修学期間・学位

修学期間は1年とし、受入れ大学より経営修士「MBA」（専門職）の学位を授与

(3) 使用言語

全て英語

7. 受入れ時期

2024年9月

II 募集要項

日本政府文部科学省は、2024年度日本政府（文部科学省）奨学金により、日本の大学においてヤング・リーダーズ・プログラム留学生として研究を行う外国人留学生を下記により募集する。

記

1. 募集分野

ビジネスコース

2. 応募者の資格及び条件

- (1) 国籍：対象国の国籍を有する者。ただし、申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とはならない。
- (2) 年齢：2024年9月1日現在で原則として満40歳未満の者（1984年9月2日以降に出生した者。）。ただし、満40歳以上の者であっても、書類選考の結果、特に優秀と認められ、かつプログラムの趣旨に沿うと判断された場合には、応募を受け付ける。
- (3) 学歴：大学卒業で、大学を優秀な成績で卒業した者。
- (4) 英語能力：原則としてTOEFL - iBT100点、TOEFL - PBT600点、TOEFL - CBT250点又はIELTS Academic 7.0点以上、若しくはそれに相当する英語能力。
- (5) ビジネス適性：GMAT600点、GREの場合はQuantitative Reasoning160点以上かつVerbal Reasoning150点以上、若しくはそれに相当するビジネス適性。GMATまたはGREのスコアレポートの提出は必須ではないが、合否を決める判断材料の一つとなるため、GMATまたはGREのスコアレポートを提出することを強く推奨する。GMATまたはGREのスコアは5年以内に取得したものであること。GMATまたはGRE未提出者については、面接時に筆記試験を実施する。
- (6) 実務経験：2024年9月1日現在で2年以上の実務経験があり、入学後も引き続き申請時の勤務先に在籍する者。
- (7) 健康：所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がな

いと医師が判断した者。

(8) 渡日時期：原則としてコースが始まる最初の日から数えて前後2週間のうち、受入れ大学が指定する期間に渡日可能な者。自己の都合により所定の期間に渡日できない場合は、渡日旅費を支給しない。

(9) 査証取得：渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。

日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者は、在留資格変更時点で日本政府奨学金留学生としての資格を喪失するので留意すること。なお、日本政府として入国前結核スクリーニングを実施する国があるため、査証取得にあたっては必ず国籍国所在の在外公館の指示に従うこと。

(10) 奨学金支給期間終了後の帰国・復職：

奨学金支給期間終了後は、本プログラムの目的を踏まえ、世界各国の指導者層の間に人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築等に尽力すること。そのため、応募者は原則として、奨学金期間終了月内に帰国し、推薦機関又は推薦機関等の指定する機関に復職すること。

(11) 対象外：次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 受入れ大学の指定する期間最終日までに渡日できない者。
- ③ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、現在、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に修了し帰国することが申請時において確実で、新たに在留資格「留学」を取得し渡日する者はこの限りではない。
- ④ 奨学金支給期間開始後に本制度による奨学金と重複して日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。
- ⑤ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑥ 申請時から日本以外でのフィールドワーク、インターンシップ等を希望している者。

3. 奨学金支給期間

2024年10月から2025年8月までの11か月間

（学期開始日が2024年9月2日以降のため、奨学金支給期間開始月は2024年10月とする。）

4. 奨学金等

- (1) 奨学金：月額 242,000 円を支給する。なお、日本政府の予算状況により金額は変更される場合がある。留学生が大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。
- (2) 旅 費
 - ① 渡日旅費：文部科学省は、原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から成田国際空港、又は受入れ大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とするが、渡日時の住所が現住所から変更になることが確定している場合は、変更後の住所（国籍国内に限る）とする。
 - ② 帰国旅費：文部科学省は、原則として大学を卒業し、上記「3. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を支給する。航空券は、成田国際空港、又は受入れ大学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。
- (3) 教育費：大学における入学金、授業料及び入学検定料は文部科学省が負担する。
- (4) 宿 舎：留学生は希望すれば、一橋大学の提供する留学生宿舍の単身室に入居することができる。

5. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたと

き。

- ⑧ 派遣国政府・機関の要請があるとき。

6. 選考

- (1) それぞれの国において指定された推薦機関による推薦を受けて、各受入れ大学が申請書類、面接及び小論文等に基づくテストにより第1次選考を行う。ただし、受入れ大学において面接が困難である場合には、電話/オンラインによるインタビューにより行うものとする。
- (2) 第1次選考に合格した候補者について、文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会で第2次選考を行い、本プログラムの留学生として決定する。

7. 大学における研究指導

大学における講義・実習等の指導は原則としてすべて英語で行われる。

8. 応募手続

応募者は推薦機関に対し、下記の書類をその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

- (1) ①申請書(所定の様式による)……………正本1通
- (2) 写真(最近6か月以内に撮影のもの、6×4cm 上半身・正面・脱帽)
……………1葉(申請書に貼付)
- (3) ②推薦機関の推薦状……………正本1通
- (4) ③出身大学及び大学院の卒業証明書又は学位記等の写し
(写しを提出する場合には原本と相違ないことを証明すること)
……………正本1通
- (5) ④出身大学及び大学院発行の全学年成績証明書又はその写し
(写しを提出する場合には原本と相違ないことを証明すること)
……………正本1通
- (6) ⑤申請理由・将来計画書……………正本1通
- (7) ⑥エッセイ質問に対する回答……………正本1通
- (8) ⑦GMAT 又は GRE のスコアレポート……………写し1通
※5年以内に受験した GMAT または GRE のスコアレポートの提出は必須ではないものの、強く望まれるものである。まだ受験していない場合には、2023年9月30日までに受験することを推奨する。オンラインで受験した GMAT 及び GRE のスコアも可。
- (9) ⑧TOEFL 又は IELTS Academic のスコア(提出は任意)……………写し1通
- (10) ⑨勤務先上司又は出身大学の指導教員の推薦状2通(所定の様式による)
……………正本各1通
- (11) ⑩本国の戸籍抄本、市民籍の証明書又はパスポート(写し)……………写し1通
- (12) ⑪健康診断書
(所定の様式によるもので日本国大使館の指定する医療機関の発行したもの)
……………正本1通

(13) その他の注意事項

1. 提出書類は全て規格を A4 に統一することとし、原則としてタイプを用いて書くこと。手書きの場合は明瞭に書くこと。
2. これらの書類は、すべて英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は公的機関による英語訳を付すこと。
特に推薦状や学位記・卒業証明書等については、英語により作成されていない、あるいは英語訳が附されていない申請が多く見られるので注意すること。
3. 申請理由・将来計画書については、選考の重要な参考となるので、本プログラムに何を期待するか、将来長期的に又は短期的にどのような仕事をしたいと考えるか、などについてできるだけ詳細に 3 頁程度の小論文を提出すること。
4. 英語能力証明書について、TOEFL 又は IELTS Academic の試験成績を提出する場合は、直近 2 年程度以内を取得したものとする。
5. 勤務先上司又は出身大学の指導教員の推薦状については、必ず所定の様式を用い、別々の推薦者 2 名に書いていただくこと。少なくとも 1 通、できれば 2 通とも仕事上の直属の上司からの推薦であることが望ましい。
6. 著書・論文等がある場合は、それらの概要を別途提出すること。
7. 上記の申請書が、すべて完全かつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は受理しないこともある。
8. 上記の書類の右上には、前項までの項目番号に対応した①～⑩までの数字を記載すること。
9. 健康診断書提出後、健康状態に変化（ライフプランに関わる重大な変化を含む）が生じた場合、受入大学や日本の医療機関の受入体制に関わることから、速やかに在外公館に情報共有をすること。

9. 不可抗力

不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。

なお、不可抗力とは、文部科学省又は外務省（在外公館を含む）の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府（地方政府を含む。以下この項において同じ）若しくは政府機関の行為（感染症に関する日本政府又は各国政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む）、法律、規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。

10. 注意事項

- (1) 渡日に先立ち、日常生活に必要な日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ十分承知しておくこと。
- (2) 渡日後、奨学金を受給するまでに 1 か月～1 か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低 2,000 米ドル程度用意することが望ましい。
- (3) 奨学金は渡日後に各自が開設するゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外の

口座への奨学金の振込は行わない。

(4) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。

(5) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。

また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍する元国費留学生を紹介するために公表する場合がある。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。

(6) この要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。

(7) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。

ヤング・リーダーズ・プログラム（ビジネスコース）
カリキュラム・ガイドライン

I 基本的な考え方

1. YLP ビジネスコースは、日本発の経営手法と欧米発の経営手法の Best of Two Worlds を融合したプログラムである。「ナレッジ・マネジメント」や「オペレーション・マネジメント」のように日本が先端を行く分野と、「アントルプルナーシップ」や「コーポレート・ファイナンス」のように欧米が先端を行く分野の両方を学び、グローバルに通用する普遍的なマネジメント・モデルの構築を目指す。
2. YLP を、アジア諸国等の将来の経営幹部が日本や欧米の学生と深く交わることのできる場とする。そのために学習方法も、欧米で盛んなケース・スタディ、エクササイズ、シミュレーション、実験と、日本が得意としている少人数制のゼミナールや論文指導を取り入れる。また、実社会に出て企業を訪問する、あるいは最新の技術に触れる、企業市民としての活動に参加する、というアクション・ラーニングを週1日は実施する。
3. 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻に設立された MBA 1年プログラムは、通常の MBA 2年プログラムと同様の卒業要件を満たすことで、グローバル・スタンダードの MBA (Master of Business Administration) を取得できるプログラムである。YLP 学生は、卒業するために最低 54 単位の取得が必要となる。

II 対象者

対象者には、最低2年の実務経験が必要である。実務経験は、業種の制限は設けませんが、フルタイムのものでなくてはならない。また、授業が全て英語で行われるので、英語が堪能であることが必要である。選考は、実務経験の内容、GMAT または GRE のスコア、英語能力、エッセイの内容、上司からの推薦状、インタビュー等を、総合的に判断して行われる。

III 授業科目（2023年4月1日時点）

1. 必修科目（40単位）

- | | |
|---|-----------------------------------|
| • Accounting I | • Knowledge Management |
| • Accounting II | • Marketing |
| • Business, Government, and International Economy | • Operations Management |
| • Capstone Project | • Organizational Behavior I |
| • Corporate Finance I | • Organizational Behavior II |
| • Corporate Finance II | • Quantitative Business Analytics |
| • Economics for Managers | • Seminar I |
| • Global Citizenship | • Strategy I |
| • Global Virtual Teams | • Strategy II |
| • Japanese Business and Economy I | • Strategy Simulation Week |

2. 選択科目（最低 14 単位）

- Capital Markets
- Creativity and Innovation
- Customer Behavior
- Design Thinking
- Doing Business in Asia
- Entrepreneurial Management
- General Management
- Global Network Course I
- Global Network Week
- Human Resource Management
- Independent Research
- Industry Transformation
- Leadership Development
- Leading for Sustainability
- Marketing II
- Negotiation
- Service Management
- Topics in Operation I
- Topics in Business Ethics
- Topics in Organizational Behavior I

2. 任意科目

- Intensive Writing
- Japanese Business and Economy II
- Japanese Culture
- Japanese Language, Basic 1
- Japanese Language, Basic 2
- Japanese Language, Basic 3
- Japanese Language, Basic 4
- Japanese Language, Intermediate 1
- Japanese Language, Intermediate 2
- Japanese Language, Intermediate 3
- Japanese Language, Intermediate 4

IV 詳細に関するホームページ

一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻の詳細は、<http://www.ics.hub.hit-u.ac.jp/jp/>を参照のこと。

問い合わせは、Eメール(ics-opencampus@ics.hub.hit-u.ac.jp)又はファックス(+81-(0)3-4212-3006)により行うこと。